

令和元年11月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「豊川市こだわり農産物タイアップ店」
を募集します！

豊川市では、市内で生産される「豊川市こだわり農産物」を店舗にてPRするとともに積極的に食材として調理又は加工（以下「調理等という。」）し消費者等へ提供する飲食店又は食品製造・加工事業者（以下「飲食店等」という。）を「豊川市こだわり農産物タイアップ店」（以下「認定店」という。）として認定をします。

※「豊川市こだわり農産物」とは、化学肥料及び農薬を愛知県の慣行レベルより3割以上低減して栽培され、豊川市こだわり農産物審査委員会で認定を受けた豊川産の農産物です。右の認証シールが目印です。
（認証取得者は14件、30品目です。11月18日現在）



(1) 応募期間

令和元年11月19日(火)～同年12月18日(水)

(2) 事業目的

豊川市で生産され、豊川市こだわり農産物審査基準を満たし「豊川市こだわり農産物」として認証された農産物の消費を促すことで、環境保全型農業に積極的に取り組む生産者の意欲の向上を図るとともに、消費者に対し、安全で安心な農産物を提供し、もって、地産地消の推進を図ることを目的とする。

(3) 認定資格

次の3点を満たしていること。

- ① 豊川市内の飲食店等であること。
- ② 「こだわり農産物」を積極的に食材として調理等し消費者等へ提供している又は提供する予定であること。
- ③ 地産地消の推進に取り組んでいること。

1/2

(4)認定基準

項目	内容
原 料	「こだわり農産物」が利用できる状況では、積極的に使用すること（使用する量に基準はありませんが使用実績は必要です。実績報告の際に使用状況を報告してもらいます。）
発 信	「こだわり農産物とは」及び使用している「こだわり農産物」の内容を積極的に消費者へ伝わるよう表示などを行っていること
協 力	認定後のPRチラシ作成に係る資料提供やのぼり旗の店舗への設置などに協力できること
品質管理	業界の製造基準、品質基準、表示義務等を満たしていること
法令順守	関係する法令を遵守して事業が行われていること
安全安心	「食の安全安心」に反する行為等がなく、「地産地消」の推進に取り組んでいること
その他	申請書の内容が、豊川市こだわり農産物審査委員会の賛同を得ることができる内容であること

(5)応募方法

次の書類を豊川市役所産業環境部農務課の窓口へ期限内に提出してください。

- ①「豊川市こだわり農産物タイアップ店」の認定申請書

※市ホームページからダウンロードできます。

- ② 店舗又は会社の概要がわかる資料

(6)参考(こだわり農産物品目一覧・30品目)

アカシソ、カキ、カブ、カリフラワー、キャベツ、キュウリ、コマツナ、コメ、サツマイモ、サトイモ、シシトウ、シュンギク、スイカ、ダイコン、トウモロコシ、トマト(大玉)、ナシ、ナス、ニンジン、ネギ、ハネギ、バレイショ、ピーマン、ブラックベリー、ブルーベリー、ブロッコリー、ハウレンソウ、リーフレタス、レタス、レモン

※季節や天候により流通しない時期・品目があります。

(7)認定後のPRについて

- ① 認定店の店舗情報をチラシに掲載し、市内全域に新聞折込をすることで周知を図ります。(年1回)
- ② 認定店の店舗情報を市ホームページへ掲載します。
- ③ 「豊川市こだわり農産物タイアップ店」ののぼり旗を貸与します。

(8)こだわり農産物の利用について

こだわり農産物の出荷状況は、認定店に随時メール等でお知らせします。

【お問合せ先】
豊川市役所 産業環境部 農務課 農政係 山本・田中
TEL:0533-89-2138 Eメール: nomu@cityv.tovokawa.lg.jp